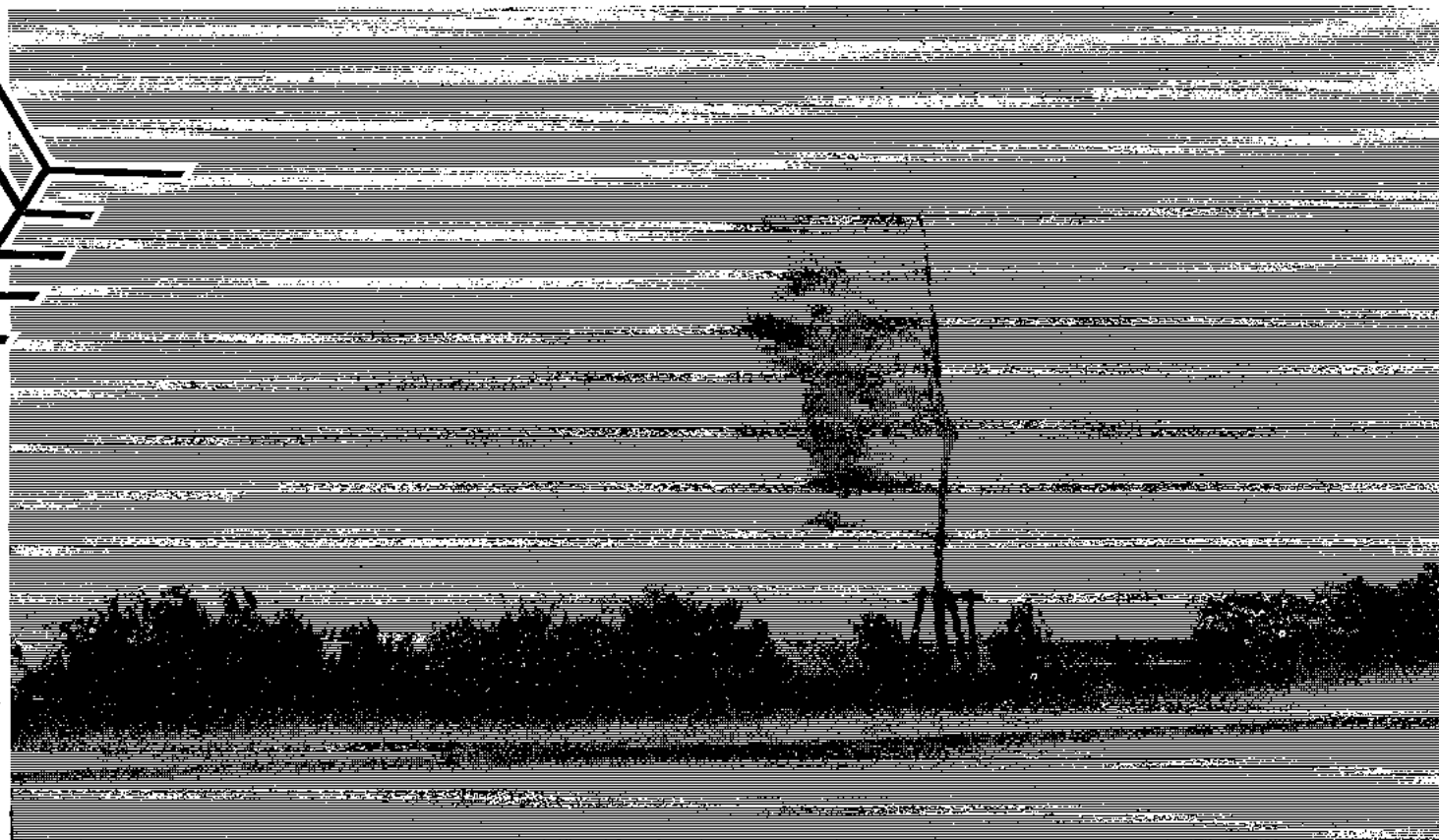


**第2室戸台風の概要**  
中心気圧 937.3mb  
進行速度 60km/h  
瞬間最大風速 50.6m/s  
大阪港最高潮位 O.P.+4.12m  
死者7人 重傷者594人  
全壊711戸 半壊3773戸  
浸水床上5万6106戸 床上下5万1531戸  
被災者 46万4000人



瞬間最大風速50.6m/sを記録した昭和36年の第2室戸台風(北区堂島浜通付近)

## 台風シーズンを前に

### ふだんから・・・

- 家のあぶない箇所を補強する。看板やネオンなどは強い風でも飛ばないようにしっかりと取りつけておく。
- 避難場所と道順をよく覚えておく。区役所からお配りする「非常災害時の心得ピラ」にあなたの避難所がどこかが書いてありますから、よく読んでください。
- 避難するときに持ち出す貴重品を考えておく。
- 水防や火災の信号をよく覚えておく。

### 災害の心配があるとき・・・

- ラジオ・テレビの気象情報に注意する。
- 情報は、必ず区役所・警察署・消防署・赤十字奉仕団のものを聞き、流言に迷わないように。

### 大阪市の対策

災害に備え、市では次のような対策をたて、万全の体制をととのえています。

ジェーン台風、第2室戸台風など過去のにかい経験をもとに、大阪湾の高潮や淀川・大和川の出水などの災害に備え、敏速で確実な情報の収集と応急救助処置に重点をおいています。

#### ■無電で情報の収集

大阪管区気象台の気象情報、近畿地方建設局の洪水予報、その他の情

報の収集や各区役所などへの連絡はそれぞれ専用電話や無電で行なうことになっています。また、これらは原則として赤十字奉仕団を通じて知らせします。

#### ■避難所は425カ所

災害発生のおそれがあるとき、区長が警察署長・消防署長・水防団長らと協議のうえ、緊急避難命令が出されます。

避難所は、小・中学校など鉄筋の建物 425カ所(収容能力約57万人)が指定され、万-のときの受入れ準備がととのっています。

- 家の中を整理し、雨戸をしめ、かんぬきをかけ、浸水のおそれがあるところは、家財などを高い所にあげる。
- 飲み水と食糧2～3食分を用意し、非常袋には現金・預金通帳・米穀通帳・印その他貴重品や衣類をいれていつでも持ち出せるようにしておく。
- 停電に備え、懐中電灯やローソクも用意する。
- 避難命令は、赤十字奉仕団員・消防吏員・水防団員らから口頭で伝えられ、サイレンが鳴らされる。

### 避難命令がでたら・・・

- 当局の指示に従い、としより・こども・妊産婦などを先に順序よく避難する。
- からだがぬれていると、感電しやすいので、切れた電線や倒れた電柱などにとくに注意する。
- 働ける人は家に残り、水防団や赤十字奉仕団に協力して、警備救援業務に従ってください。

### 地震の心得

- じょうぶな家具に身を寄せる。密集地では、戸外へ飛び出すとかえって危険。1分すぎたらまず安心。
- せまい路地、へいのわき、岸や川べりにちかよらない。
- 火災を出さぬよう手早く火の始末をする。人命救助にも消火が第1。
- 余震を恐れず、デマに迷わない。
- 衛生には特に注意する。

### 津波の避難心得

- 海岸に近いところで、ゆさゆさという感じの振幅や、周期の大きいゆるやかな地震が2～3分ないし数分も続いたときは、津波に注意する。
- 警報をよく聞き、早い目にビルや高台などに避難し、警報が解除されるまでは退避を続ける。

#### ■断水地域へはタンク車

停電になっても、浄水場では自家発電にきりかえられるので、飲料水に困ることはありません。断水地域へはタンク車などを動員して、1人1日5ℓ、12万人分を給水できるようになっています。

#### ■伝染病予防に行動隊

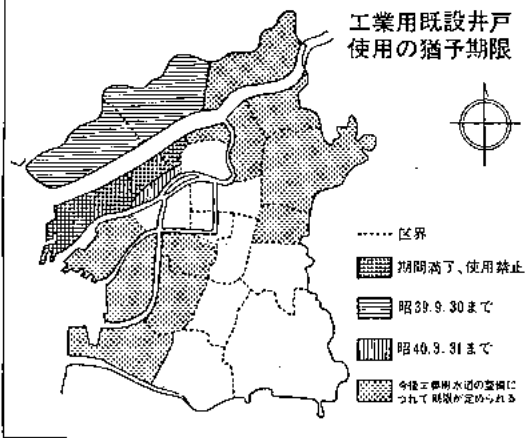
災害の発生と同時に、医療防疫行動隊や環境衛生行動隊、食品衛生行動隊のほか、民間医隊を編成して負傷者の治療や伝染病予防にあたります。

#### ■早急にゴミ・ふん尿処理

災害のあと始末で急ぐものはゴミ・ふん尿の処理です。ゴミは清掃用トラック650台を動員、ふん尿も全器材をフルに使って、早急に片づける予定です。

#### ■防潮堤もほぼ完成

恐ろしい高潮を防ぐ防潮堤も、かさ上げ、排水施設の整備も終わり、第2室戸台風級は防げるようになっていました。また、流木の被害を防ぐため、南港木材整理場前に建設中の波除堤もこのほど完成しました。



# STOP! 地下水くみ上げ

いったん地盤が沈下すると、再びもとにはもどりません。地下水のくみ上げを法律できびしく制限しているのもこのためです。

- ▷規制対象……揚水管の太さが直径2.7cm(通称1インチ管)をこえる動力つきの井戸で、建物用(冷暖房・水洗便所・洗車・火浴場)または工業用に使うもの。
  - ▷指定地域……建物用は市全域。工業用は左図の14区。
  - ▷使用制限……井戸の新設は禁止(規制対象外のものでも立合検査が必要)。既設の井戸も建物用は全面禁止。工業用も左図に示す期限が過ぎると使用禁止。
  - ▷違反すると……監督処分や罰をうけることがあります。
- ★くわしいことは市公害対策部(541-1101)へおたずねください。